

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る  
スポーツ少年団活動について

本件につきまして、警戒度移行に伴う活動の対応については、本県の「社会経済活動再開に向けたガイドライン(改訂版)」に基づく警戒度が、全県で、現状の「3」から「2」に引き下げられることとなりましたが、全国では若年層にも感染力が強いとされる異変株による感染が広がっていることから、7月5日(月)以降のスポーツ少年団活動につきましては、引き続き下記のとおりの内容となりますので、よろしくお取り計らいください。

関係者の皆様には、様々な対応によるご負担をおかけいたしますが、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

- 国や県及び各競技団体が作成したガイドライン等を踏まえ、競技特性や活動内容に応じた感染防止策を徹底した上で活動する。
- 対外試合等(合同練習、練習試合、発表会、大会等)については、引き続き実施を可とする。  
ただし、まん延防止等重点措置の対象都道府県並びに県外移動を慎重に判断する県での実施又はその地域の団との交流は極力控える。  
なお、宿泊を伴う活動については、当面の間自粛とする。
- 全国大会等への参加については、感染防止対策を徹底した上で参加を可とする。  
なお、活動にあたっては、感染状況を踏まえた上で、感染防止対策を徹底し実施すること。  
また、大会参加にあたっては、保護者の同意を得て参加すること。

令和3年7月3日  
群馬県スポーツ少年団  
本部長 小林 馨